

指定障害児通所支援事業所の指定の一部効力停止 及び 地域生活支援サービス（移動支援）事業所の登録の取消し について

横浜市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」といいます。）に基づく特別監査、並びに横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成18年横浜市規則第129号。以下「規則」といいます。）に基づく監査を実施した結果、放課後等デイサービスの事業所及び地域生活支援サービス（移動支援）の事業所を運営する法人に対して次のとおり行政処分を行いました。また、不正に受給していた障害児通所給付費及び地域生活支援サービス費と、利用者負担額の合計97万128円の返還を求めます。

1 処分対象の事業者（法人）

- 事業者の名称 株式会社 共進
- 事業者の所在地 横浜市青葉区恩田町1053番地
- 事業者代表者 代表取締役 吉江 清光

2 処分対象の事業所

- 放課後等デイサービス ちいさなあしあと
ア 事業内容 放課後等デイサービス
イ 定員 10名〔令和元年5月末現在の利用人数44名（うち横浜市民8名）〕
ウ 所在地 横浜市青葉区奈良町2998番地52
エ 指定年月日 平成29年7月1日
- ちいさなあしあと移動支援
ア 事業内容 地域生活支援サービス〔移動支援（移動介護、通学通所支援）〕
イ 利用人数 5名（令和元年5月末現在；全員横浜市民）
ウ 所在地 横浜市青葉区奈良町2998番地52
エ 登録年月日 平成30年9月1日

3 処分内容

- 放課後等デイサービス ちいさなあしあと
ア 処分内容
法第21条の5の24第5号、第6号及び第10号に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の一部効力停止（新規受入停止3か月）
イ 処分日
令和元年6月27日
- ちいさなあしあと移動支援
ア 処分内容
規則第19条第1項第6号に基づく地域生活支援サービス事業者（移動支援）登録の取消し
イ 処分日
令和元年6月27日 ※事業者登録日（平成30年9月1日）に遡って登録を取消し

4 処分理由

(1) 放課後等デイサービス ちいさなあしあと

ア 虚偽報告

平成 30 年 8 月 30 日に行った定期の实地指導の際に、9 名分の放課後等デイサービス計画について、管理者が保護者署名欄に保護者の氏名を記入、押印したにも関わらず、保護者が署名したのものとして提示しました。

イ 不正請求

上記虚偽報告により、「個別支援計画未作成減算」を不正に免れました。

ウ その他の不正行為

平成 29 年 6 月 12 日付の指定申請書、平成 30 年 5 月 8 日付の体制届、及び平成 30 年 8 月 10 日付の変更届をそれぞれ横浜市に提出した際に、管理者が偽造した「実務経験証明書」計 9 枚を添付して提出しました。

(2) ちいさなあしあとと移動支援

事業者登録時の申請書類のうち、サービス提供責任者の資格要件である実務経験証明書を偽造し、不正な手段による事業者登録を行いました。

偽造した証明書がなければ事業者登録の要件を満たしておらず、登録はできていませんでした。

5 発覚の経過

(1) 放課後等デイサービス ちいさなあしあと

平成 30 年 8 月 30 日にこども青少年局障害児福祉保健課が定期の实地指導に行った際に記録書類の真偽に疑義が生じたため、同日、監査に切り替えました。

(2) ちいさなあしあとと移動支援

上記(1)の「放課後等デイサービス事業所 ちいさなあしあと」への監査の一環で事業所の管理者にヒアリングを行った際、実務経験証明書を偽造し、その証明書を移動支援事業所の登録申請にも使ったとの供述があったため、こども青少年局障害児福祉保健課が健康福祉局障害福祉課へ情報提供を行いました。

それを受け、平成 31 年 2 月 15 日に健康福祉局障害福祉課が監査を開始しました。

6 返還を求める額（現時点で把握している額）

9 万 7 千 0 百 1 千 2 百 8 円（横浜市及び利用者への返還額合計）

[事業所ごとの内訳]

(1) 放課後等デイサービス ちいさなあしあと

ア 返還対象 不正に請求し、受領していた障害児通所給付費について、法第 57 条第 2 項に基づき、返還させるべき額（個別支援計画未作成減算の額）に 100 分の 40 を乗じた額を加算して返還を求めます。

イ 横浜市への返還額 31 万 1,882 円（不正額 22 万 2,773 円、加算額 8 万 9,109 円）

*現時点では利用者への金銭的な影響はありません。

(2) ちいさなあしあとと移動支援

ア 返還対象 平成 30 年 9 月 1 日から処分日までに当該事業所が受給したサービス費の全額及び利用者から徴収していた本人負担額の全額（*加算の規定はありません）

イ 横浜市への返還額 63 万 6,146 円

ウ 利用者への返還額 2 万 2,100 円（返還対象者 2 名の合計）

7 利用者について

(1) 放課後等デイサービス ちいさなあしあと

新規利用者の受入停止処分のため、現利用者のサービス提供に関して影響はありません。

(2) ちいさなあしあと移動支援

利用者全員の意向を確認し、できる限り意向に沿った対応を行っています。

お問合せ先

[放課後等デイサービス ちいさなあしあと（放課後等デイサービス事業所）について]

こども青少年局障害児福祉保健課長 内田 太郎 Tel 045-671-4277

[ちいさなあしあと移動支援（地域生活支援サービス事業所）について]

健康福祉局障害福祉課長 渡辺 文夫 Tel 045-671-4130

【参考】関係法令（抜粋）

【放課後等デイサービス ちいさなあしあと（放課後等デイサービス事業）関係】

■児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

（定義）

第 21 条 5 の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

5 障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

6 指定障害児通所支援事業者が、第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

10 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児通所支援事業者が、障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

【ちいさなあしあと移動支援（地域生活支援サービス事業）関係】

■横浜市障害者移動支援事業実施要綱

（事業者の人員に関する基準）

第 8 条

2 事業者は、本事業を実施する事業所ごとに、別表 9 のいずれかに該当する者をサービス提供責任者として配置しなければならない。

別表 9 サービス提供責任者資格一覧

従業者資格	必要な実務経験
⑤居宅介護従業者養成研修 2 級課程修了者	3 年以上の介護業務従事

■横浜市地域生活支援サービス費及び高額地域生活支援サービス費の支給等に関する規則（平成 18 年横浜市規則第 129 号）

（登録の取消し等）

第 19 条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、第 12 条第 1 項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(6) 登録事業者が、不正の手段により第 12 条第 1 項の登録を受けたとき。